

日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 国枝信哉
競技種目： セーリング

2007-003 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成19年11月1日
日本ドーピング防止規律パネル
委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄

2007-003 事件 聴聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下、「本規程」と呼ぶ）8.3.2条に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される2007-003事件の聴聞パネルは、競技会外検査について、平成19年11月1日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成19年11月1日

宍戸 一樹 宍戸一樹

村山 正博 村山正博

塙越 克己 塙越克己

記

[決 定]

- 本規程2.1条の違反が認められる。
- 本規程10.1.1条に従い、競技大会の結果は失効する。
- 本規程10.2条及び本規程10.8.1条に従い、平成19年11月1日より2年間の資格剥奪とする。

[理 由]

競技会検査で検出された物質「フィナステリド」は、2007年禁止リスト国際基準における「S.5利尿薬と他の隠蔽薬」であり、本規程2.1条に定める「禁止物質」である。聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して、競技者は争わなかった。

そこで、本件においては、競技者について本規程2.1条の違反が認められ、また、本規程10.1.1条に従い、競技大会の結果は失効することとなる。

また、「禁止物質」にあたるものである一方で、1回目の違反であることが認められるため、本規程10.2条に従い、資格剥奪期間は2年間となる。その際、本件では本決定に至るまで暫定的資格停止はなされていないため、資格剥奪期間の開始日については、本規程10.8.1条に従い、本決定がなされる平成19年11月1日となる。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上